

## 論文要旨

### 著作物の流通をめぐる台湾著作権法上の諸課題について －著作物の頒布行為を中心に－

林季陽(リンチヤン)

JD151009

本論文は、デジタル化・ネットワーク化の進展を背景に、著作権関連条約、日米欧の著作権法及び重要裁判例を素材として、著作物の流通にあつて最も重要な態様の一つであると解される頒布行為<sup>1</sup>を対象とする著作権法における流通促進対策について、現行台湾著作権法（以下、「現行法」という）上の関連規定に関する諸課題をめぐって、検討を行うものである。

#### 第一章 はじめに

第一章では、本論文の問題意識と目的とを明らかにしている。

現行法は、貸与権(1985年)及び譲渡権(2003年)を導入するとともに、それぞれに関する消尽規定<sup>2</sup>も1990年及び2003年に定められているところ、これらについて、解釈上の問題が生じている。

まず、貸与権については、国際消尽が採用されているところ、輸入権(1993年導入)の存在により、貸与権の国際消尽が通用する範囲は縮小されている。また、輸入権が働かない余地(輸入権例外規定が適用される余地)が残されているとしても、その範囲は必ずしも明らかではない。つまり、輸入権例外規定の解釈上の問題をめぐって、見解は分かれている。

このように、貸与権の消尽が認められる範囲は限定的且つ不明瞭なものとなっているため、外国から輸入された適法な複製物（以下、「並行輸入品」という）について、これを（著作権者の同意を得ないで）自由に貸与することが許されるか否かという点に関する判断は、困難な作業となるように思われる。

次に、譲渡権については、国内消尽が採用されているところ、これによって、輸入権に違反しない並行輸入品は、その転売が禁止されるけれども、他方で、こうした並行輸入品の貸与は許されることとなる点で、解釈上の問題が生じる。

以上のように、国境を越えた著作物の流通は、実質的に著しく制限されることと

---

<sup>1</sup> 頒布とは、「有償又は無償であるかを問わず、著作の原作品又は複製物を公衆の取引若しくは流通に供することをいう」と定義されている（現行法第3条第1項第12号）。その態様として、売買、貸与、貸出、贈与が存在する。

<sup>2</sup> 著作権法上の消尽とは、著作物の原作品及び複製物がいったん適法に譲渡された後の当該著作物のそれ以降の譲渡（貸与）については、譲渡権（貸与権）は及ばないということを意味する。例えば、出版された書籍については、その後の中古販売について譲渡権は働かない。消尽の地理的適用範囲の違いにより、国際消尽、「国内消尽」及び「域内消尽」に分けられる。

なっている。

さらに、譲渡権の消尽規定の射程は、ダウンロード方式によって販売されたデジタルコンテンツにまで及ぶのかという問題(いわゆる「デジタル消尽」の成否)については、欧米各国で複数の裁判例が出されている状況にあり、著作権法において、こうした事態にいかに対応すべきかという点について検討を行っておくことが、知的財産法学における喫緊の課題の一つとなっている。

また、著作物の頒布行為の態様のうち、無償貸与の「貸出」に関して、出版物の売上げの減少と公共図書館での貸出冊数の増加との間には何らかの因果関係が存在していることを前提として、無償貸与の「貸出」が著作者や出版社に損害をもたらしていることが指摘されてきた。著作者や出版者等は近年、公共図書館による貸出行為への一定の補償を要求できる権利である「公貸権」という制度の導入を求めている。台湾文化部は現在、公貸権の導入を検討している。

そこで、本論文においては、台湾法上の譲渡権と貸与権関連規定の立法経緯をはじめとして、管轄官庁の解釈、法理論及び裁判例を整理する作業を通じて、課題を洗い出した上で、現行法の枠組みに影響を与える日本法、現行規定の導入について深い関わりを有する米国法、貸与につき特有の制度を有する欧州指令等との比較法研究も交えつつ、検討を行っている。

## 第二章 著作物の貸与に関して

第二章では、まず、現行法における貸与権(第29条)及びその消尽規定<sup>3</sup>(第60条)の立法経緯を整理した上で、これらの規定と輸入権との関連について、裁判実務上生じた問題を明らかにしている。

当該裁判例をみると、レンタルビデオテープ・光ディスク等(以下、「レンタル媒体」という)の表面に表示された無断転売・貸与禁止という表示を、発行業者とレンタル業者との間に結ばれた一般の民事契約と捉えた上で、これには消尽規定に対抗する効力は認められないとする判決や、このような表示があることから、レンタル媒体が処分権を有しない者から提供されたということをレンタル業者である被告が知り得たということを認定して、消尽規定の適用を認めない判決がある。

こうして、消尽の有無について正反対の結論が出たことで、法曹実務界、レンタル業界においても混乱が生じた。本論文は、被告がレンタル業者である場合において、被告にこうしたレンタル媒体を提供する第三者に処分権のないことにつき、一般消費者より高い水準の注意義務が課せられている傾向を明らかにしている。

ところで、輸入権例外規定第3号に該当するためには、被告または訴外である輸入者は、パスポートの写し、係争商品の領収書等の証拠を提出する必要があるもの

---

<sup>3</sup> 現行法第60条は、「1、著作物の原作品又はその適法な複製物の所有者は、その原作品又は複製物を貸与することができる。ただし、録音及びプログラム著作物はこれを適用しない。2、貨物、機器又は設備に付随するプログラム著作物の複製物が貨物、機器若しくは設備に随行し適法に貸与され、当該貸与の主要な目的物ではない場合、前項但書の規定は適用しない」と規定している。

と考えられるが、一旦適法な複製物と認定された並行輸入品であっても、輸入者の転売、貸与等の頒布行為がある場合において、輸入権例外規定第3号前段の適用により、適法なものから一転して、侵害物と扱われる可能性がある。

しかし、貸与権の消尽を争点とする裁判結果の推移を見る限り、この類型の裁判の数は明らかに減少しており、近年は関連する裁判例もほとんど現れていないことがわかる。その原因として、一般利用者の著作物へのアクセスの習慣が変化していること、レンタル業全体の不況による店舗数の減少、著作権者による権利執行が他の侵害類型に基づくものへと変化していること等が考えられる。

それに加えて、レンタル業界の現状をみると、その急激な衰退を抑えるために導入された消尽規定のみをもって、貸ビデオ業界の振興はいうをまたず、その急激な衰退を抑えるといった政策目標が完全に果たされているものとは言い難い。

以上をまとめると、導入当時の政策判断に拘束されることなく、現時点での各レンタル産業における著作権者と利用者との利益関係、力関係や契約関係を分析した上で、TRIPS協定第11条但書の適用により現行法の枠組みを維持するか、同協定第11条本文に基づいて視聴覚の著作物に完全なる貸与権を与える法改正を行うか、それとも現有のレンタル業に係る三種類の著作物のみを貸与権消尽規定の適用範囲から除外することにより、新たな業界秩序を打ち立てるのかといった点について、検討する時期が来ているように思われる。

次に、貸与権消尽規定の組み立て方は、台湾の学説上、「国際消尽説」と「国内消尽説」に分けられている。この点、本論文は、法的安定性・予見可能性や明確性の原則の観点から、現行法の二つの消尽規定は相異なる仕組みを採用すべきではないことを主張する。なお、国際消尽説と国内消尽説のいずれを採るべきかという点については、譲渡権を取り扱う第三章で詳細に検討している。

また、現行法上、適法な著作物の貸出には、何らの規制も設けられていないため、著作権者が不利益を被ることが懸念されている。特に、図書館が需要の高い新刊または文庫本等の書籍を利用者に無償で貸し出すことによって、こうした貸し出された書籍の市場売上を下げている可能性がある。そこで、出版業を所管する台湾文化部は、貸出権の創設または損失部分への手当てとしての公貸権の導入等の対応策を検討している。

最後に、米国法の下では、録音物及びプログラム以外の種類の著作物の貸与には、消尽を適用する余地があり得るのに対して、貸与権は消尽しないということを明示した日本の裁判例、関連学説及びEU貸与権指令の観点から見れば、貸与権が消尽すると著作物が高価格に設定されることで著作物の普及や使用に支障が生じるため、貸与権は消尽すべきではないという批判がある。

本論文は、上記の批判から示唆を得て、貸与権制度の本質及び著作物の利用の態様と関連する市場構造の変化を考慮した上で、貸与権の消尽が絡む場合については、利得機会の保障を前提として、例外的に正当な報酬説を採用するという「修正の衡平説」を提唱する。この説に基づいて、本論文は、原則として貸与権の消尽を認め

るが、著作権者は正当な報酬を得ない限り、反証により貸与権は消尽しないと解すべきであると主張する。

### 第三章 著作物の譲渡に関して

第三章では、まず、現行法における譲渡権(第28条の2)及びその消尽規定(第59条の2)<sup>4</sup>の立法経緯を整理した上で、これらの規定と輸入権との関連において裁判実務上生じた問題を明らかにしている。

現行法における譲渡権関連規定は、WIPO著作権条約とWPPT条約との調和を図り、著作権の保護水準を向上させるため、諸先進国に譲渡権が導入されていることや貸与権による保護が不足していること等に照らして、2003年に導入されたものである。

本論文が行った調査によれば、2003年から2018年までの15年間に、譲渡権の消尽の有無が争われた裁判例(13件)のうち、消尽を認めるものは7件あり、並行輸入品に係る事案は非常に少ないことがわかった。しかし、2003年以降、並行輸入品の頒布の適法性をめぐり、知財局による解釈が多く示されていること(2018年12月の時点で、54の解釈が存在している)に照らして、譲渡権消尽規定の解釈上の問題は依然として解決されていないのが現状である。

冒頭でも述べた通り、譲渡権の国内消尽の採用により輸入権に違反しない並行輸入品の譲渡は許されていないという解釈上の問題がある。現時点では、知財局は、輸入申告書の控え及び関税納付証明書が提出され、かつ、輸入権例外規定第3号後段の「入国者の荷物の一部」が満たされた並行輸入品については、たとえ消尽規定の「台湾内取得」の要件が満たされていなくても、輸入後の貸与または販売は適法である、と解する。しかし、消尽規定に基づいて、輸入後の販売が適法であると解する見解もある。つまり、管轄官庁の解釈においても、未だ見解が統一していないことがうかがえる。

この点、学説にあっては、並行輸入品の販売は原則として輸入権により禁止されており、消尽規定に「台湾国内取得」という要件を規定する必要がないため、商品の円滑な流通の観点及び著作物の市場競争の促進の観点から、当該文言を削除すべきであるとみる見解がある。

2017年著作権法改正草案の総説明では、現行法第59条の2と第60条は統合され、「台湾国内」との要件が削除されることになる(草案第73条1項)が、同条第2項によると、著作権者の同意を得ずに輸入された真正品の後続の頒布には消尽規定が適用できないこととなる。そのため、草案は、実質的に国内消尽を採用するものと考えられる。

さらに、デジタル消尽の賛否について、台湾の学説上、否定説が通説となってい

---

<sup>4</sup> 現行法第59条の2は、「台湾内において著作物の原作品又はその適法な複製物を取得した著作権者は、所有権移転によりこれを頒布することができる」と規定している。(説明の便宜上、「中華民国の管轄区域内において」を「台湾国内」と略する。)

るが、UsedSoft 事件判決がもたらした波紋を受けて、デジタル消尽の適用による潜在的なメリット・デメリットについてさらなる議論が必要であるとみる見解がある。法改正諮問審議会は、この議題について国際的なコンセンサスがなないため、暫く様子を見るべきであるとし、法改正の実質的な議論から除外することとなっている。

次に、本論文は、関連条約・比較法（日米欧）からの示唆を以下のように分析している。

まず、TRIPS 協定には、現在、頒布に関する定義規定は置かれていない。また、WIPO 著作権条約第 6 条及び第 7 条に関する合意声明によれば、譲渡権及び貸与権の対象とされている「複製物」及び「原作品及び複製物」は、直接接触れることのできる有体物として流通に置かれる固定された複製物のみを意味する、とされている。

日本は、WIPO 著作権条約に対応する平成 11 年改正で、譲渡権の創設に加え、権利の保護と著作物の円滑な流通の確保との調和を図るべく、制限規定としての消尽規定（第 26 条の 2 第 2 項）を設けた。同 1 号は、国内消尽を定めた明文の規定であり、同 5 号は、国際消尽を認め、正面から並行輸入を許容したものである。

国際消尽を採用する理由については、「経済のグローバル化にあわせて、著作物等の流通は国境を越えて広範かつ大量に行われており、円滑な流通及び取引の安全の確保の必要性は、国際取引においても国内取引同様に妥当する。」とされている。

消尽の根拠について、最高裁は、中古ゲームソフト事件において、特許権の消尽に関わる BBS 並行輸入事件最高裁判決を引用し、所有権移転説、目的達成説、二重利得禁止説、取引の安全説等の特許権の消尽の実質的根拠は、著作物又はその複製物を譲渡する場合にも原則として妥当するといふべきであると解し、権利保護と社会公共の利益との調和、商品の自由な流通、及び利得機会の保障の三つの正当化根拠を挙げて、譲渡権の消尽を認める。

米国 1998 年の Quality King 事件最高裁判決は、米国著作権法第 602 条の規定について、これを、輸入禁止権を定めたものではなく、「無許諾輸入を頒布権侵害とする規定」と位置づけた。その後、2013 年の Kirtsaeng 事件最高裁判決は、海外で適法に出版された書籍を購入して米国に輸入することは第 602 条(a) (1)の権利の侵害にあたるかという点、及び、あわせて輸入したものを米国内で販売することも頒布権の侵害になるかという点について、非地理的限定解釈を採用し、消尽規定は、外国で米国著作権法に従って作成された複製物にも適用されるものとし、国際消尽を認めると判断した。

また、デジタル消尽について、米国における 2013 年の ReDigi 事件において、適法に作成された著作物の複製物であるデジタル音楽ファイルをネットユーザーが著作権者の許諾なく転売できるようにしたウェブサイトについて、複製権侵害に該当するとし、消尽規定の適用を否定した。2018 年 12 月に、本件の控訴審判決が言い渡され、原審の判断が維持されたが、① iTunes から正規にダウンロードして作成したメディア (iPod 等) を譲渡することは、消尽規定により許される、② 今後の関連技術の発展により、デジタル消尽を有効とするものが現れるかもしれない、と

判示した。

それに対して、CJEU は、2012 年の UsedSoft 事件において初の判断を下し、適法にダウンロードされた後にライセンス契約に基づいて使用されていたソフトウェアの譲渡権は消尽するという解釈を示した。しかし、2015 年の Allposters 事件において、他人のポスターの絵をキャンバスにそっくり「移し」取る技術を有する Allposters 社は、他人のポスターの絵の譲渡権は消尽し、こうしたキャンバスの販売は譲渡権侵害に当たらないことを主張したが、EU 裁判所は、こうした行為は、著作物のイメージを化体する新しい物品の作成に該当し、新しい複製とということ踏まえて、消尽の主張を否認すべきであると判断した。したがって、UsedSoft 事件の射程は、ソフトウェアの場合に限られる可能性があると考えられる。

本論文は、国際消尽を認めた Kirtsaeng 事件最高裁判決に照らして、台米間著作権保護協定に定める並行輸入禁止条項は、TRIPS 協定第 3 条 に定める内国民待遇に違反するおそれがあることを指摘し、当該判決をきっかけに、米国との交渉を再開することで、台湾の文化発展の促進に有利に働く譲渡権の国際消尽を採用すべきであるとする。これをもって、譲渡権の消尽規定に定める「台湾内取得」という要件がもたらす解釈上の問題が解消されるものとする。

この点、WIPO 著作権条約第 6 条に対応するために、譲渡権及びその消尽規定を導入した日本においてみられる、国際消尽を採用する理由・経緯、消尽の根拠をめぐる学説及び国際消尽の採用以降の影響を明らかにする作業は、今後の台湾著作権法の改正にとって有益な示唆となると考えた。

また、現行法の仕組みが維持される場合においても、海賊版製品の輸入を規制する日本著作権法第 113 条第 1 項第 1 号に関する解釈、特に頒布目的の立証責任及び適法・違法に関する要素の判断の基準時等に関する考え方も、台湾法が抱える上の問題の解決に役立つものと考えられる。

さらに、本論文は、デジタル消尽を認めるか否かという問題について、デジタル消尽を認める実質的正当化論拠に賛成するが、WIPO 著作権条約の譲渡権関連規定、米国の ReDigi 事件判決、さらには EU の Allposters 事件の重要裁判例が示した見解によれば、現行法の下で、解釈論によりデジタル消尽を認めるのは困難であると考えられる。この問題については、同じ WIPO 著作権条約の発効を受けて、譲渡権と公衆送信権を導入する日本において研究発表が相次いでいるため、その成果を参照することは、著作権法における支分権の構造が類似する台湾著作権法にとって、有益なものとする。

本論文の立場は、著作権者と利用者の利益バランスをとる観点から、安定しかつ持続性のある使いやすい「送信して削除する (forward-and-delete)」技術がない限り、デジタル消尽を認めるべきではないという主張に賛成するものである。すなわち、デジタル形式の著作物の送信過程において、その一物＝一権利という「一物性」の維持を前提とすれば、デジタル消尽を認めるべきであるとする。しかしながら、デジタル消尽の適用を認めるには、具体的にどのようなレベルの技術が (今

後) 必要となるかという点については、今後の検討課題とする。

#### 第四章 検討及び提案

本章は、二部構成とする。第一節及び第二節では、現行法における貸与権関連規定及び譲渡権関連規定、特に二つの消尽規定をめぐる問題を解決する試みを示す。第三節では、図書館の貸出行為に関する、著作権者への適切な対価還元法制度としての公貸権制度について、台湾文化部が公表した公貸権報告書の内容を整理する。第四節では、日本における公貸権制度導入に関する議論を踏まえて、台湾における公貸権制度導入の必要性を検証する。

まず、本論文は、筆者が提出する「修正の衡平説」に基づいて、現行法における貸与権消尽規定に対して、いくつかの目標（TRIPS 協定第 11 条本文に足並みを揃えるという観点、台湾における現行のレンタル産業の業界秩序の再編成を促すという観点及び貸与権者に正当な報酬を与えるべきであるという観点）を設定した上で、修正の方向及び条文の内容を具体的に提案している。

さらに、本論文は、日本法は、国際消尽を採用する理由である「著作物等の国境を越える円滑な流通及び取引の安全の確保の必要性」の観点から、米国の Kirtsaeng 事件最高裁判決が国際消尽を認めたことを踏まえて、国際消尽を採用することで、台湾での多種多様な著作物の流通がもたらされ、著作権法の目的である文化の発展に資する結果となることを理由として、国際消尽の採用に賛成する。その上で、「修正の衡平説」に基づいて、現行法における譲渡権消尽規定に対して、いくつかのシナリオ（輸入権が保留される場合と輸入権が削除される場合）を想定した上で、修正の方向及び条文の内容を具体的に提案している。

次に、台湾文化部が公表した公貸権報告書は、各国の公貸権制度に照らして、公貸権制度の法的根拠について、著作権法の中に規定するタイプ、及びそれを独自の制度として法律を制定するタイプを中心として分析を行った上で、台湾の実情に合った法制度のあり方を提言している。また、台湾における公共図書館の実情（貸出の冊数、利用頻度の高い図書館の類型、図書館管理システムの類型、予算配分等）を調査しつつ、関連業界（図書館界、出版業界、図書館管理システムの業者及び著作権集中管理団体）へのインタビューを通じて、公貸権制度の具体的なシステムを提案している。

もっとも、当該報告書の構成及び内容を見る限り、その報告書の位置づけは、導入の必要性を検討するものというよりも、当該制度の導入を決定事項として、導入のために必要とされるインフラの情報及び予算のリソース等を検討するものであると考えられる。

したがって、本論文は、日本における公貸権制度導入に関する議論を踏まえて、両国における当該制度導入の実質必要性及び許容性を検討した。結果として、現時点において取得できるデータ及び分析手法によれば、直ちに導入すべきであると結論づけるのは、困難であると言わざるを得ないと考える。

## 第五章 結論

第五章をもって、ここまでの検討に対するまとめとする。

まず、現行法における貸与権の消尽規定によって、「著作権者と利用者との利益調和」といった政策目標は一時的に達成されていたとしても、デジタル環境において、的確に機能しているか否かという点については、再検討を行うことが必要である。すなわち、現行法の枠組みを維持するか、TRIPS 協定第 11 条本文に基づいて視聴覚の著作物に完全な貸与権を与える法改正を行うか、それとも現有のレンタル産業に係る三種類の著作物のみを消尽規定の適用範囲から除外することにより、新たな業界秩序を打ち立てるのかといった点について、あらためて検討を行う時期に来ているように思われる。

そこで、貸与権が消尽する正当化根拠として、貸与権制度の本質及び著作物の利用の態様と関連する市場構造の変化を考慮する「修正の衡平説」を提唱し、原則として貸与権の消尽を認めるが、著作権者は正当な報酬を得ない限り、反証により貸与権は消尽しないと解すべきであると考ええる。

次に、現行法における譲渡権の消尽規定の適用が争われた事案は、非常に少ないことがわかった。しかし、2003 年以降、並行輸入品の頒布の適法性をめぐり、知財局による解釈が多く示されていることに照らして、譲渡権消尽規定の解釈上の問題は依然として解決されていないのが現状である。

そこで、比較法研究を踏まえた考察を経て、台湾の文化発展の促進に有利に働く譲渡権の国際消尽を採用すべきであると考ええる。これをもって、譲渡権の消尽規定が定める「台湾内取得」という要件がもたらす解釈上の問題が解消されるものと考ええる。

デジタル消尽の賛否について、送信過程にデジタル形式の著作物の複製物の一物＝一権利という「一物性」の維持を前提とすれば、デジタル消尽を認めるべきであると考ええる。しかしながら、デジタル消尽の適用を認めるには、具体的にどのようなレベルの技術が（今後）必要となるかという点については、今後の検討課題とする。

公貸権制度の導入について、本論文は、「修正の衡平説」に基づいて、著作権者に正当な報酬を与えることにより、特定産業の保護のみならず文化発展の促進にも資する法制度を設けるべきであることを指摘してきたが、必要性の有無を度外視して、制度の導入に賛成するわけではない。

よって、かかる制度を導入する前に、導入の正当化根拠について、さらなる検討を行うことが不可欠である。そのためには、より正確かつ適切な統計データが求められることとなる。言語著作物等の関連する著作権集中管理団体の成立、図書館予算の確保及び配分、ベストセラー作家のみ補償されるおそれへの対応等、検討すべき課題は山積しているものと考ええる。

以上